

国有林の地域別の森林計画書

(湖北森林計画区)

自 令和 7年 4月 1日

計画期間

至 令和 17年 3月 31日

近畿中国森林管理局

まえがき

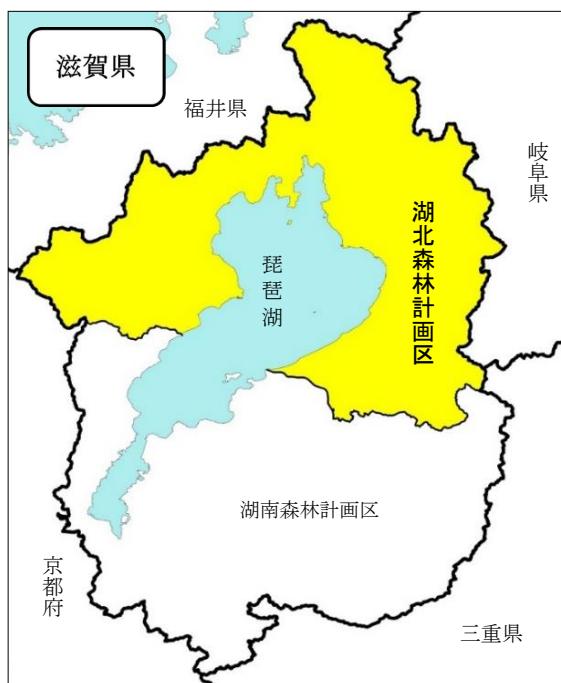
本計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、湖北森林計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」です。

この用紙は間伐材を活用しています。

湖北森林計画区の位置図



湖南森林計画区



凡 例	
府 縦	県 縦
森 林 計 画 区 縣	界
市 町 村	界

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課 課 長	平 澤 林太郎
課 長 補 佐	小 糸 大 介
計 画 調 整 官	藤 本 憲 一
地 域 業 務 対 策 官	植 田 修 司
地 域 業 務 対 策 官	片 桐 亜由美
経 営 計 画 官	平 尾 夏郁子

2 樹立に従事した期間

自 令和6年 4月 1日
至 令和6年 12月 31日

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
(1) 自然的条件.....	1
(2) 社会経済的背景.....	1
(3) 森林計画区における国有林の位置付け	2
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	3
(1) 伐採立木材積.....	3
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	3
(3) 林道の開設又は拡張の数量	3
(4) 治山事業.....	4
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	4
 II 計画事項	5
第1 計画の対象とする森林の区域	5
 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(1) 森林の整備及び保全の目標	6
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	6
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等.....	9
2 その他必要な事項	9
 第3 森林の整備に関する事項	10
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	10
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	10
(2) 立木の標準伐期齢	12
(3) その他必要な事項	13
2 造林に関する事項	13
(1) 人工造林に関する基本的事項	13
(2) 天然更新に関する基本的事項	14
(3) その他必要な事項	14

3 間伐及び保育に関する事項	14
(1) 間伐の標準的な方法	15
(2) 保育の標準的な方法	15
(3) その他必要な事項	16
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	16
(2) その他必要な事項	17
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	18
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	19
(3) 林産物の搬出方法等	19
(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	19
(5) その他必要な事項	19
6 森林施業の合理化に関する事項	20
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	20
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	20
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	20
(4) その他必要な事項	21
第4 森林の保全に関する事項	22
1 森林の土地の保全に関する事項	22
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	22
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその 搬出方法	22
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	23
(4) その他必要な事項	23
2 保安施設に関する事項	23
(1) 保安林の整備に関する事項	23
(2) 保安施設地区に関する事項	24
(3) 治山事業に関する事項	24
(4) その他必要な事項	24

3 鳥獣害の防止に関する事項	24
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針	24
(2) その他必要な事項	25
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	25
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	25
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	25
(3) 林野火災の予防の方針	25
(4) その他必要な事項	25
第5 計画量等	26
1 伐採立木材積	26
2 間伐面積	26
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	26
4 林道の開設又は拡張に関する計画	27
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	27
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	27
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	28
(3) 実施すべき治山事業の数量	28
第6 その他必要な事項	29
○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	29
(1) 法令により施業について制限を受けている森林	29
(2) 制限林の施業方法	29
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	32
1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	32
2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	32
(1) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	32
(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	32
(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	33
別表2 鳥獣害防止森林区域	33

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要	37
(1) 市町別土地面積及び森林面積	37
(2) 地況	37
(3) 土地利用の現況	38
(4) 産業別生産額	39
(5) 産業別就業者数	39
2 森林の現況（国有林）	40
(1) 齢級別森林資源表	40
(2) 制限林普通林別森林資源表	45
(3) 市町別森林資源表	46
(4) 制限林の種類別面積	48
(5) 樹種別材積表	49
(6) 荒廃地等の面積	49
(7) 森林の被害	49
(8) 防火線等の整備状況	49
3 林業の動向	50
(1) 保有山林規模別林家数	50
(2) 森林経営計画の認定状況	50
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	51
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	51
(5) 林業事業体等の現況	53
(6) 林業労働力の概況	53
(7) 林業機械化の概況	54
(8) 作業路網等の整備の概況	54
4 前期計画の実行状況	55
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	55
(2) 間伐面積	55
(3) 人工造林・天然更新別面積	55
(4) 林道の開設又は拡張の数量	56
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	56
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	57
(1) 森林より森林以外への異動	57
(2) 森林以外より森林への異動	57
6 森林資源の推移	58
(1) 分期別伐採立木材積等	58
(2) 分期別期首資源表	60
7 その他	62
(1) 持続的伐採可能量	62

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

湖北森林計画区は、淀川広域流域に属し、滋賀県の北部に位置しており、北から北西にかけては福井県、東は岐阜県及び三重県、南は湖南森林計画区、西は京都府に接しています。その区域面積は 202 千 ha で、滋賀県総面積の 50%を占めています。

本計画区に包括される行政区域は、彦根市をはじめとする 4 市 4 町です。

国有林（国有林野の管理経営に関する法律第 2 条に定める森林及び公有林野等官行造林地（計画対象外森林を除く。）。以下同じ。）は、大部分が福井県境及び岐阜県境付近に位置するほか、琵琶湖周辺に小面積の団地が点在しております、その面積は 10 千 ha です。

イ 地勢

東部には伊吹山（1,377m）を主峰とする伊吹山地に靈仙山（1,084m）を抱える鈴鹿山脈が続き、北西部には百里ヶ岳（931m）等からなる野坂山地があり、西部には標高 800～1,000m に及ぶ山が連なります。これら山々に囲まれた近江盆地の中央部には琵琶湖が広がっています。

主な河川は、伊吹山地を源とする姉川や高時川、鈴鹿山脈を源とする宇曽川や犬上川、野坂山地を源とする大浦川や石田川、比良山地を源とする安曇川が近江盆地を潤し、琵琶湖へ注いでいます。

ウ 地質及び土壤

地質は、古生層が広く分布しているほか、平野部には洪積層や沖積層が分布しています。姉川、大浦川、安曇川の各流域の一部は花崗岩地帯となっており、宇曽川、犬上川の流域や伊吹山周辺では石灰岩地帯が見られます。

土壤は、古生層に適潤性褐色森林土が広く分布し、花崗岩地帯には乾性褐色森林土、弱乾性褐色森林土の分布が見られます。

エ 気候

令和 5 年の気候は、北西部（観測所：今津）で年平均気温 15.3°C、年降水量 1,752mm、南部（観測所：彦根）で年平均気温 16.3°C、年降水量 1,442mm です。年間を通じて降水量が多い日本海側特有の気候で、特に北部は有数の豪雪地帯です。（令和 5 年気象庁資料）

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の状況

森林面積は 105 千 ha で、森林率は 52%を占めており、滋賀県全体の 50%とほぼ同じ水準となっています。（令和 4 年度（2022 年度）滋賀県統計書）

イ 人口及び産業の状況

人口は、35.3万人で滋賀県総人口の25%となっています。

就業者数は18.3万人で産業別内訳は第1次産業が3%（5.6千人のうち林業就労者数198人）、第2次産業が36%、第3次産業が61%となっています。（令和2年国勢調査）

ウ 交通の状況

交通網は、南東部にJR東海道新幹線、JR東海道本線及び近江鉄道が走り、琵琶湖をはさんで東側にJR北陸本線、西側にJR湖西線が縦走しています。

自動車道は、名神高速道路、北陸自動車道、国道8号、21号、161号、303号、306号、307号、365号、367号等の道路網が整備されており、交通網は発達しています。

（3）森林計画区における国有林の位置付け

国有林面積は10千haで、計画区の森林面積105千haの10%を占めています。

福井県境や岐阜県境付近に所在する国有林は、琵琶湖に注ぐ各河川の水源部である伊吹山地や野坂山地に位置しており、国土保全や水源涵養^{かん}等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしているとともに、岐阜県境付近に所在する一部の国有林にはスキー場があり、森林レクリエーション利用の場として多くの人に利用されています。

琵琶湖周辺に所在する国有林は、小規模な団地が多いものの、住宅地や農地の近隣にあり、水源涵養^{かん}等の公益的機能の高度発揮に寄与しています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

主伐は、官行造林の伐採は行わず、国の持分買受を行うこととなったことに伴い実施はありませんでした。

間伐は、ほぼ計画どおりの実績となりました。

単位：材積 m³、実行歩合 %、面積 ha

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	8,992	<406>	(3,000)	—	<283>	(5,366)	—	<70>	(179)
		40,410	49,402		39,396	39,396		97	80

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、令和2～令和5年度実績と令和6年度見込量の合計です。

3 <>は間伐面積です。

4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林は、計画どおりの実績となりました。

単位：面積 ha、実行歩合 %

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2	2	100	2	2	100	—	—	—

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、令和2～令和5年度実績と令和6年度見込量の合計です。

3 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

拡張は、計画どおりの実績となりました。

単位：延長 km、箇所数 箇所、実行歩合 %

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	—	—	—	6	6	100
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、令和2～令和5年度実績と令和6年度見込量の合計です。

3 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(4) 治山事業

保全施設は、自然災害の発生に応じて緊急性を勘案した結果、計画を下回る実績となりました。

保安林の整備は、現地を精査し優先度を勘案した結果、計画を下回る実績となりました。

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

区分	計画	実行	実行歩合
保全施設	24	2	8
保安林の整備	145	94	65

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、令和2～令和5年度実績と令和6年度見込量の合計です。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画区の国有林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

また、本計画区の国有林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。

これらの森林資源を有効に利用しながら、計画的に再造成し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためにには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等に応じて、花粉発生源対策を推進するとともに、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指します。

その際、全ての森林が多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めます。

この計画は、全国森林計画に即し、本計画区の国有林について、このような考え方に基づき自然条件、社会的条件、地域の動向、前計画の実行結果やその評価等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにしたもののです。

計画の実行に当たっては、民有林との連携のもと効率的な実行の確保が図られるよう努めます。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

区分		総 数	国有林野	公有林野等 官行造林地	単位 : ha
総 数		10,403.46	10,143.20	260.26	
市 町 村 別 内 訳	長 浜 市	3,290.02	3,171.06	118.96	
	高 島 市	4,709.36	4,568.06	141.30	
	米 原 市	1,950.38	1,950.38	—	
	甲 良 町	18.10	18.10	—	
	多 賀 町	435.60	435.60	—	

注：1 本表の面積は令和6年3月31日現在の数値です。

2 本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林です。

3 森林計画図の縦覧場所

大阪府大阪市北区天満橋1-8-75

近畿中国森林管理局

滋賀県大津市瀬田3-40-18

滋賀森林管理署

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

ア 水源涵養機能^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林^{しゃへい}

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する^{けいはん}溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能^注を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の諸機能が發揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害対策、花粉発生源対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を推進するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ります。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

注： 森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、
林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を行います。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命や人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林、気象条件や地形条件等からみて飛砂、潮害、津波等の災害発生の危険度の高い森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置します。

また、災害発生の危険度の高い海岸林の適切な管理、保全、再生等を行います。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を実施します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を行います。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、国民に憩いの場や学びの場、都市住民と山村との交流の場などを提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を行います。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

オ 文化機能

世界文化遺産、国宝、重要文化財、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行います。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を行います。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱かくらんにより常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていくことを目指します。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林けいはんなどの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮します。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備します。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林

の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を行います。また、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位：面積 ha、蓄積 m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	2,235	2,214
	育成複層林	1	45
	天然生林	7,754	7,754
森林蓄積		135	145

注：1 育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為※により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林が該当します。

2 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層※を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林が該当します。

3 天然生林

主として天然力※を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）のことをいいます。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ等からなる森林が該当します。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うことです。「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるものをいいます。「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することです。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案するとともに、伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行うものとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採を促進します。

立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとします。

ア 皆伐を行う森林

(ア) 皆伐新植を行う森林

a 対象森林

皆伐新植は、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術、森林被害の発生状況等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大が十分期待できる森林について行います。

また、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて複層林の造成が確実であり、かつ複層林の造成による多様な木材の生産が期待される林分で、林道の整備状況等からみて複層林施業を行うことが適切な林分については当該施業を行います。

b 生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行います。本計画区における樹種別、生産目標別の主伐時期の目安は、次のとおりとします。

地区	樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安(年)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
全 域	スギ	一般建築材	中仕立	24~28(20~24)	65(40)
		造作材	中仕立	46	120
	ヒノキ	一般建築材	中仕立	18~22(20~24)	50(65)
		優良柱材	密仕立	18~22	50
	マツ	造作材	中仕立	38	120
	マツ	一般材	中仕立	30	80

注：1 期待径級は、主伐の目安の林齢の胸高直径です。

2 () は高島市（旧高島町）、甲良町及び多賀町に所在する国有林に適用します。

c 伐区の形状その他立木の伐採・搬出に関する留意事項

(a) 国有林（公有林野等官行造林地を除く。）

〈1〉 伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壤等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮します。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障がないよう、伐採の適否、伐採方法を決定します。

〈2〉 1箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域は、おおむね5ha以下（ただし、1伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等はその制限の範囲内とします。保安林における伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とします。）。その他の制限林は、その制限の範囲内とします。制限林以外の森林にあっても、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るため、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね5ha以下とします。ただし、分取造林等の契約に基づく森林は、契約内容によることとします（法令等の制限がある場合は、その制限の範囲内とします。）。

〈3〉 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、主要な尾根、斜面中腹、渓流沿い、主要道沿線等に保護樹帯を積極的に設置します。特に水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林については、天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導や林分のモザイク的配置を考慮します。また新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうつ閉した後に行います。

なお、皆伐新植を予定する林分において、利用径級に達しない小径木の有用樹種で形質の優れているものが生育している場合は、伐採せずに残すように努めます。

〈4〉 人工造林による育成複層林施業を行う場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、帶状又は群状伐採を基本としますが、立地条件や景観への配慮の必要性など、現地の実態に応じて単木伐採も行います。

〈5〉 積雪量100～250cmの多雪地帯では、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は伐採せずに残しますが、利用価値の高いものは択伐します。

〈6〉 上記多雪地帯で、積雪の貫通行力による植栽木の引き抜けや倒伏等の被害が予想される箇所においては、必要に応じて防雪帯を設けます。

防雪帯は、斜面長 40m以上の箇所においておおむね 40mごとに幅 20m程度としますが、できるだけ傾斜の変換点を選び、集材方法、地形などを勘案して防雪効果が効果的に確保できるよう設けます。なお、搬出上支障となる立木はなるべく 1 m以上の高さで伐倒し、防雪効果の維持に努めます。

<7> 林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網又は架線を適切に選択することとします。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮し、搬出方法を決定します。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じます。

(b) 公有林野等官行造林地

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあってはその制限内容に従って行います。林産物の搬出は前項(a)に準じて行います。

(イ) 皆伐天然更新を行う森林

a 対象森林

皆伐天然更新は、アカマツ等の森林であって天然下種による更新が確実な林分及びクヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分において行います。

b 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

伐区の面積は皆伐新植に準ずるとともに、特に確実な更新を期するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、伐採は、天然生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案し、適切な時期を選定して行います。

イ 拝伐を行う森林

拜伐を行う林分は、各種法令等により伐採の方法を拜伐と指定された林分であって、拜伐によって良好な天然下種更新が確実に図られる林分において行います。

伐採に当たっては、樹種構成、林木の生長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林型に誘導するよう配慮して拜伐率等を適切に定めます。林産物の搬出は前項アに準じて行います。

(2) 立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

単位：年

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	そ の 他 針 葉 樹	ク ヌ ギ	そ の 他 広 葉 樹
全 域	40	45	40	50	15	20

(3) その他必要な事項

主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化を図ります。

また、歴史を未来につなぐ森林づくりとして、歴史的木造建築物の修復資材の供給や資源となる森林の育成に取り組みます。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

更新に当たっては、花粉発生源対策の推進を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壤、地形等の自然条件を適確に把握した上で、適地適木を原則とし、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ、ケヤキ、クヌギ等の有用広葉樹の中から最も適合した樹種を選定します。複層林にあっては、原則としてスギ又はヒノキとします。

イ 人工造林の標準的な方法

スギ、ヒノキともヘクタール当たり 2,000 本を標準とします。複層林にあっては、群状又は帶状伐採区は、ヘクタール当たり 2,000 本を、単木伐採は、ヘクタール当たり 1,000 本を標準とします。

なお、苗木の選定については、コンテナ苗、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木、花粉の少ない苗木の使用に努めます。

地ごしらえは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用します。植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は刈り払わずに残します。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては原則として 2 年以内とします。なお、伐採と造林を一貫して行う作業システムの導入に努めます。

(2) 天然更新に関する基本的事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新に係る補助作業の対象樹種は、既往の天然生有用広葉樹種の造林成績及び林産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とします。

イ 天然更新の標準的な方法

(ア) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地で、かつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、母樹の保残に努め、伐採前の地ごしらえを行います。

天然更新補助作業は現地の実態に応じて必要な植込み、まき付けを行うほか、必要な稚樹の刈り出しを行います。

(イ) 広葉樹

伐採面積、母樹保残、側方天然下種における伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採方法を選定します。なお、発生した稚樹が少ない場合には天然更新補助作業として刈り出し等を行います。

有用広葉樹については、地理的条件、土壤条件等から、広葉樹の適地を対象としてぼう芽による更新を図るため、天然更新補助作業として芽かき、刈り出し等を行います。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ります。

(3) その他必要な事項

材質が堅く成長が早い早生樹について、関係機関との連携も図りつつ、試験植栽を行い技術開発を計画的に進めます。

3 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を適確に実施します。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意します。

(1) 間伐の標準的な方法

林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて間伐を実施します。

実施時期は、樹冠がうつ閉したことにより、下層植生の一部が消失している若しくは消失するおそれのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。

保育間伐等定性間伐の選木については、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木します。

利用間伐に当たっては、選木作業の簡素化や効率的に間伐を実施するため、立木の生育状況や立地条件等を考慮の上、列状間伐を実施します。

間伐率は、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定します。

(2) 保育の標準的な方法

更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行います。

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも配慮しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成します。

ウ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行います。

なお、植栽木等への被害が見込まれる場合は、植栽木等がニホンジカによる食害を防止できる樹高になるまで、有効な方法を実施します。

樹種	作業種	経過年数(年)															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ ヒノキ	下刈り	←					→										
	除伐									←							→
	鳥獣害防止対策	←															

注：この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行います。
複層林の下木の保育についても、表に準じて実施します。

(3) その他必要な事項

その他つる切り等の保育については、必要に応じて行います。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については別表1のとおり定めます。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等については例外的に単独で区分します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能、土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地については例外的に単独で区分します。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については例外的に単独で区分します。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

天然生林については、公益的機能発揮の持続的な維持・管理を必要とする森林を除き手を加えません。他の施業については次のとおりです。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育。）を図りつつ、根系の発達を確保します。

具体的には、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く。）を積極的に推進します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

原則的に択伐による複層林施業を積極的に推進するほか、立地条件や国民のニーズに応じ、天然性広葉樹の育成等による針広混交の育成複層林への誘導を図ります。

b 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

皆伐をしないことを前提として、立地条件や国民のニーズ等に応じ、森林構成の維持を基本とした択伐による複層林施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行います。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

郷土樹種を主体とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れ、択伐による複層林施業を行います。

(2) その他必要な事項

森林レクリエーション施設と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進します。

また、歴史的木造建築物等の周辺の森林については、それらの建物と一体となった森林環境の保全・造成を推進します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。その際、(2)の効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。特に、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択します。

開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、発揮すべき機能を踏まえた森林ごとに、以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能

水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、林道の開設に伴う土砂の流出や崩壊を起こさないことを基本に、線形、規格を選定し必要な路網を整備します。ただし、山地災害の危険性が高い地域については、新たな林道等の開設を回避する等特段の配慮をします。

また、既路線においては、路面の洗掘等による土砂の流出が起こらないよう施設の整備を行います。

イ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

保健・レクリエーション機能の発揮を求められる森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、森林作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択します。

また、快適環境形成機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を求められる森林等景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とします。

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区分	路線数	延長
基幹路網	14	50
うち林業専用道	1	1

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林や育成複層林の対象地にあっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、下表を目安として林道及び森林作業道を整備するよう努めます。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>以上
	架線系作業システム	20<15>以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上

- 注：1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいいます。タワーヤーダ等を活用します。
2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいいます。フォワーダ等を活用します。
3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

(3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な搬出方法を定めます。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当ありません。

(5) その他必要な事項

土場、作業施設の整備に当たっては、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況等を総合的に勘案し、整備箇所の選定を適切に行います。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じます。

なお、林道等路網の整備については、民有林と連携を図りながら一体的・効率的に推進します。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に当たっては、ＩＣＴを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化とともに、これを通じた林業従事者の所得や労働環境の向上が課題となっています。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、技術研修等の実施及び研修フィールドの提供等を通じ、林業機械化の促進や稼働率の向上などに努めます。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等により、林業従事者の就労環境の改善を図ります。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

高性能林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、稼働率及び労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業体の体质強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなります。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保及び路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に寄与するよう努めます。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、低コストで効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網への重点化を図ります。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じて、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を大量に安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

ア 木材の生産・流通の合理化

事業の発注見通し等を公表しつつ、民有林の関係者及び素材生産業者・流通業者と一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や協調出材等により木材の产地・銘柄化を図るなど生産・流通の合理化に努めます。

イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

広域原木流通協議会等を活用し、地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図ります。

ウ 国産材の安定供給体制の整備

森林吸収目標達成のために必要な間伐の適確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林業及び木材産業の成長産業化に資するため、国有林と民有林関係者が連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を強力に推進します。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託することとなっていることから、国有林としても、事業委託に際してはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営体の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組みます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質変更に当たり、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地保全に留意すべき森林は、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び砂防指定地とします。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は次のとおりです。

単位：ha

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	区 域		
長浜市	547～552、569、570、573～577、 586～598 ※長浜市 1、3～5	3,054.43	林地の適正な管理及び適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質変更に当たっては十分留意する。
高島市	1～3、5、6、511～529、 535～544、571、572、578～585 ※高島市 3 ※宮川繁一外 22名 1	4,477.27	
米原市	1020～1039	1,950.38	
多賀町	87～95	427.55	
計		9,909.63	

注：※は公有林野等官行造林地です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

山地災害の発生により人命・施設への被害のおそれがあると認められ、かつ、急傾斜地にある又は地形等から森林作業道等の作設が不適切であることが明らかな森林については、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林」として指定し、搬出の方法は原則として架線集材によることとします。

単位：ha

区 分		森 林 の 所 在	面 積	搬 出 方 法
総 数			64.48	
市 町 村 別 内 訳	高島市	572 ろ、に、579 い、と、ち	35.58	架 線
	米原市	1020 は、に、1025 ほ、 1039 は、に、ほ	28.90	架 線

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けます。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。さらに、土砂の流出や崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じます。なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮します。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守します。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第 2 の 1 に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、適切に保安林を配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、適切な森林整備を実施することによりその保全を確保します。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安林が指定されていない箇所で、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備の目的を達成するため、森林の造成事業若しくは維持に必要な事業を行う必要があれば、保安施設地区に指定します。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化に向けて、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に対し実施します。具体的には、流域治水の取組と連携を図りつつ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進します。

また、流木対策としては、治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組みます。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講じます。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めます。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定めます。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置等の植栽木の保護措置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、わな捕獲（囲いわな、く

くりわな、箱わな等によるものをいう。）、安全体制が確保された場合の銃による捕獲等による鳥獣害防止対策を推進します。

保護林においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めます。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ります。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壤等の自然的条件に適合したものを見出します。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進します。

特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進します。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進します。

(4) その他必要な事項

山火事、病虫害、鳥獣害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努めます。

また、森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発用の標識の設置等に努めます。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 : 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	91	89	2	10	9	2	80	80	—
前半5カ年の計画量	(3) 45	45	—	5	5	—	40	40	—

注：1 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

2 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

2 間伐面積

単位 : ha

区分	間 伐 面 積
総 数	785
前半5カ年の計画量	389

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 : ha

区分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	31	24
前半5カ年の計画量	19	—

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位：延長 km、面積 ha

開設 拡張 別	種類	区分	位 置 市町村	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利 用 区 域 面 積	前半 5 カ 年 の 計 画 箇 所	対図 番号	備 考
拡張	自動 車道	林道	高島市	マキノ林道	(1) 0.01		○	①	
				河内山林道	(5) 0.05		○	②	
	計				(6) 0.06				

注：（ ）は箇所数です。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保 安 林 の 種 類	面 積	前半5カ年 の計画面積	備 考
保安林総数（実面積）	10,155	10,136	
水源かん養のための保安林	8,527	8,508	
災害防備のための保安林	1,624	1,624	
保健、風致の保存のための保安林	4	4	

注：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定 /解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん養保安林	長浜市	566～570	207	207	水源のかん養のため	
		甲良町	86	18	—		
		多賀町	86	1	—		
	土砂流出防備保安林	高島市	7	47	47	土砂の崩壊防備のため	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

権限別	種類	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
大臣	水源かん養保安林	—	—	4,046	4,046	102

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施工地区数	前半5カ年の計画	主な工種	備考
市町村	区域				
長浜市	589	1	—	渓間工	
高島市	571、572、578、579、583	5	5	本数調整伐	前期：74.41ha
米原市	1020、1022、1025、1027、1030～1033、1037～1039	11	11	本数調整伐	前期：168.24ha
合計		17	16		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林

単位 : ha

種類	森林の所在		面積	備考
	市町村	区域		
水源かん養 保 安 林	長浜市	547～552、573～577、586～598 ※長浜市 1、3～5	3,045.13	
	高島市	524～529、535～544、571、572、 578～585 ※高島市 3 ※宮川繁一外 22名 1	2,881.36	
	米原市	1020～1039	1,950.37	
	多賀町	87～95	423.30	
土砂流出防備 保 安 林	高島市	1～3、5、6、511～523	1,577.22	
風致保安林	高島市	7	4.19	
砂防指定地	長浜市	547、548、550、552、569、570、 586	4.33	
	高島市	512、516、522、523	187.52	
国定公園 特別保護地区	高島市	511、512	38.00	
国定公園 第2種特別地域	高島市	7	47.00	
国定公園 第3種特別地域	長浜市	※長浜市 1	27.10	
	高島市	1～3、5、6、511～522、535～546	2,724.50	

注: ※は、公有林野等官行造林地です。

(2) 制限林の施業方法

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に支障を及ぼさない範囲内で森林施業を行い、その種類ごとの伐採方法、更新方法及びその他施業に係る一般的な事項は、次のとおりとします。

ア 保安林

(ア) 伐採方法

a 主伐

(a) 伐採種

それぞれの保安林の指定施業要件に定める伐採種によることとします。

(b) 伐採することのできる立木の年齢

樹種別に本計画に定めた標準伐期齢以上とします。

(c) 皆伐する場合の制限

伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とし、伐採年度ごとに皆伐することのできる一箇所当たりの面積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定める面積以内とします。

(d) 拝伐する場合の制限

伐採年度ごとに拜伐することのできる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた拜伐率を乗じて算出した材積以内とします。

b 間伐

(a) 間伐することのできる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とします。

(b) 間伐することのできる材積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた伐採率により算出した材積以内とします。

なお、伐採により樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後に当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とします。

(イ) 更新

保安林の指定施業要件に植栽の指定がある場合は、植栽の方法、植栽期間、植栽樹種についてそれぞれ定められた内容の施業を行います。

イ 砂防指定地に係る森林

知事の定める砂防指定地管理規則等の範囲内で施業を行います。

ウ 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

(ア) 特別保護地区

原則として立木の伐採や、その他植物の採取等は禁止されています。

ただし、次にあげる場合にあっては、必要最小限の伐採を行うことができます。

- a 災害または被害の予防及び防御のため必要のあるとき。
- b 学術研究または試験に供する必要があるとき。
- c 人工林または単層林に類する幼齢林において、保育のため必要のあるとき。
- d 景観の維持助長のため必要のあるとき。

(イ) 第 2 種特別地域

- a 第 2 種特別地域の森林施業は、拜伐法とします。

ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。

- b 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木拜伐法によるものとします。
- c 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。

d 拾伐率は用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とします。

e 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。

f 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。

(a) 1 伐区の面積は 2 ha 以内とします。ただし、疎密度 3 より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。

(b) 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散させます。

(り) 第 3 種特別地域

第 3 種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限を設けません。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面積	施業方法
総数			10,143.20	
市町村別内訳	長浜市	547～552、566～570、573～577、586～598	3,171.06	伐期の延長、 長伐期施業、 複層林施業（抾伐）、 複層林施業（抾伐以外）
	高島市	1～3、5～7、511～529、535～546、571、572、578～585	4,568.06	
	米原市	1020～1039	1,950.38	
	甲良町	86	18.10	
	多賀町	86～95	435.60	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面積	施業方法
総数			5,210.23	
市町村別内訳	長浜市	567、569、570、590、595～598	390.53	伐期の延長、 複層林施業（抾伐）、 複層林施業（抾伐以外）
	高島市	1～3、5、6、511～525、527～529、535～537、539、541、543～546、572、579、585	3,371.14	
	米原市	1020～1032、1036、1037、1039	1,448.56	

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当ありません。

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 : ha

区分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数				3,022.98
市 町 村 別 内 訳	長 浜 市	547～552、573～577、586～589、 591～594	2,576.99	複層林施業（抾伐）
	高 島 市	7、511、541、544、578、580、 581、583	179.24	
	米 原 市	1033～1035	266.75	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 : ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面 積
総 数				10,403.46
市 町 村 別 内 訳	長 浜 市	ニホンジカ	547～552、566～570、573～577、 586～598 ※長浜市 1～5	3,290.02
	高 島 市	ニホンジカ	1～3、5～7、511～529、535～546、 571、572、578～585 ※高島市 3 ※宮川繁一外 22名 1	4,709.36
	米 原 市	ニホンジカ	1020～1039	1,950.38
	甲 良 町	ニホンジカ	86	18.10
	多 賀 町	ニホンジカ	86～95	435.60

注：※は、公有林野等官行造林地です。

(附) 參 考 資 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町別土地面積及び森林面積

単位：面積 ha、率 %

区分	区域面積 ①	森林面積			森林率 ②/(①×100)
		総数②	国有林	民有林	
総 数	201, 650	105, 253	10, 403	94, 850	52
市町別内訳	彦根市	19, 687	2, 528	—	2, 528
	長浜市	68, 102	37, 294	3, 290	34, 004
	高島市	69, 305	36, 925	4, 709	32, 216
	米原市	25, 039	15, 784	1, 950	13, 834
	愛荘町	3, 797	923	—	923
	豊郷町	780	—	—	—
	甲良町	1, 363	172	18	154
	多賀町	13, 577	11, 626	436	11, 191

注：1 区域面積は令和5年全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）によります。

2 国有林面積は国有林野の地域別の森林計画書によります。

3 総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがあります。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温 (℃)			年間降水量 (mm)	最高積雪量 (cm)	備考
	最高	最低	年平均			
今津	36.0	-5.3	14.8	1, 594	32	
長浜	36.7	-4.3	14.9	1, 545	—	
米原	35.5	-7.1	14.1	1, 612	11	
彦根	36.8	-2.2	14.5	1, 426	24	

注：令和4年度滋賀県の気象年報（彦根地方気象台）によります。

イ 地勢

本計画区は、滋賀県の北部に位置し、東部は靈仙山(1,094m)を中心とした鈴鹿山脈北部から伊吹山(1,377m)を主峰とする伊吹山地を境に三重県北西部、岐阜県西部に隣接し、北西部は福井県と境をなす乗鞍岳(865m)、三国山(876m)、三重嶽(974m)等の連なる野坂山地が南西に走り三国岳(959m)、経ヶ岳(889m)と続き、京都府と接しています。これらの山岳地帯はおおむね30°内外の急斜地となっています。

流域は鈴鹿山脈を源とする宇曽川、犬上川流域、伊吹山地を源とする姉川、高時川流域、野坂山地を源とする大川、大浦川、知内川、百瀬川、天増川、石田川流域および安曇川流域から成っています。このうち、百瀬川は天井川となっており、天増川は福井県の北川と合流し、日本海へ注いでいます。

ウ 地質、土壤等

山岳地帯を中心に各河川の流域に古生層が広く分布していますが、姉川、大川、大浦川、知内川各上流域および鴨川流域については花崗岩地帯となっています。また、山脚部から平野部にかけては洪積層や沖積層がみられます。

古生層地帯の土壤は粘板岩、頁岩、砂岩等を母岩として生成されたもので、全般的に理化学性は良く、B D型土壤（適潤性褐色森林土）が多いため腐植層も厚く、地味は肥沃です。

花崗岩地帯、洪積層地帯の土壤は、大部分 B B型土壤（乾性褐色森林土）、B C型土壤（弱乾性褐色森林土）であり、土壤深度は浅く、肥沃度に乏しい土壤となっています。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000a

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
総 数	202	105	24	21	2	73	9
市別内訳	彦根市	20	3	3	0	14	2
	長浜市	68	37	9	1	22	3
	高島市	69	37	6	1	27	1
	米原市	25	16	3	0	6	1
	愛荘町	4	1	2	0	1	1
	豊郷町	1	0	0	0	0	0
	甲良町	1	0	1	0	1	0
	多賀町	14	12	1	0	1	0

注：1 令和4年度滋賀県統計書によります。

2 総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがあります。

3 土地利用面積には琵琶湖部分は含みません。

(4) 産業別生産額

単位：金額 億円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
県合計	69,226	383	367	8	7	33,259	35,543

注：1 滋賀県民経済計算年報（令和元年度）によります。

2 総額と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがあります。

(5) 産業別就業者数

単位：人数 人

区分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	168,306	5,142	4,790	189	163	59,745	103,419	
市町別内訳	彦根市	53,733	882	815	31	36	18,526	34,325
	長浜市	55,380	1,698	1,593	58	47	20,761	32,921
	高島市	22,336	1,371	1,258	57	56	6,517	14,448
	米原市	18,306	607	571	21	15	6,427	11,272
	愛荘町	9,425	230	221	1	8	3,942	5,253
	豊郷町	2,956	87	86	0	1	1,125	1,744
	甲良町	2,822	128	126	2	0	1,143	1,551
	多賀町	3,348	139	120	19	0	1,304	1,905

注：令和2年国勢調査によります。

2 森林の現況（国有林）
(1) 齢級別森林資源表

区分	総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	10,403.04	1,348	15	1,97											
総数	9,990.07	1,348	15	1,97											
針 針 針	1,777.06	452	6	1,97											
総数 総数 総数	8,213.01	896	9												
育 育 育	2,143.73	462	6	1,97											
單 層 層	1,394.47	379	5	1,97											
成 林 林	749.26	83	1												
育 育 育	2,143.73	462	6	1,97											
單 層 層	1,394.47	379	5	1,97											
成 林 林	749.26	83	1												
育 育 育	749.26	83	1												
複 複 複															
層 層 層															
成 林 林															
立 木 地															
総数 針 針	7,846.34	887	8												
総数 針 針	382.59	73	1												
育 育 育	7,463.75	813	8												
單 層 層	91.32	15													
成 林 林	54.13	11													
育 育 育	37.19	4													
複 複 複	1.22														
層 層 層	0.34														
成 林 林	0.88														
天 然 生 林	7,753.80	871	8												
針 針 針	328.12	63													
竹 竹 竹	7,425.68	809	8												
林 林 林	0.42														
無立木地	412.97														

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分	5歳級			6歳級			7歳級			8歳級			9歳級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	17.05	1		6.89	1		8.90	1		48.89	7		286.26	48	1
総 針	17.05	1		6.89	1		8.90	1		48.89	7		286.26	48	1
広	17.05	1		6.40	1		5.05	1		24.53	5		142.21	35	1
総数				0.49			3.85			24.36	2		144.05	13	
総 針				6.89	1		4.42	1		18.05	4		183.04	37	1
広				6.40	1		4.31	1		17.37	4		119.01	31	1
育成林				0.49			0.11			0.68			64.03	6	
総 針				6.89	1		4.42	1		18.05	4		183.04	37	1
広				6.40	1		4.31	1		17.37	4		119.01	31	1
人工林				0.49			0.11			0.68			64.03	6	
育成林															
総 針															
広															
複層林															
総 針															
広															
天然林															
総 針															
広															
育成林															
総 針															
広															
天然生林															
総 針															
広															
竹林															
無立本地															

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分	10 齡級			11 齡級			12 齡級			13 齡級			14 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	267.04	50	1	765.11	122	2	549.07	84	1	1,037.75	147	2	1,753.93	243	2
総 針	267.04	50	1	765.11	122	2	549.07	84	1	1,037.75	147	2	1,753.93	243	2
総 広	140.31	39	1	267.57	77	1	166.63	47	1	300.79	78	1	307.62	79	1
総 針	126.73	11		497.54	45	1	382.44	37	1	736.96	69	1	1,446.31	164	2
総 広	196.84	45	1	392.61	88	1	234.73	55	1	461.23	96	1	369.86	83	1
育 成 層 林	131.65	37	1	255.89	74	1	158.03	46	1	286.42	76	1	258.46	70	1
人 工 林	65.19	7		136.72	14		76.70	9		174.81	21		111.40	12	
育 成 層 林	196.84	45	1	392.61	88	1	234.73	55	1	461.23	96	1	369.86	83	1
育 成 層 林	131.65	37	1	255.89	74	1	158.03	46	1	286.42	76	1	258.46	70	1
育 成 層 林	65.19	7		136.72	14		76.70	9		174.81	21		111.40	12	
複 層 成 林															
総 針															
総 広															
立 木 地															
総数	70.20	5		372.50	33	1	314.34	30		576.52	51	1	1,384.07	160	2
総 針	8.66	2		11.68	2		8.60	2		14.37	3		49.16	9	
総 広	61.54	4		360.82	31	1	305.74	28		562.15	48	1	1,334.91	151	2
育 成 層 林	8.59	1		18.71	3		6.27	1		8.39	1		24.91	5	
天 然 林	4.81	1		8.70	2		2.51	1		6.03	1		17.24	4	
育 成 層 林	3.78			10.01	1		3.76	1		2.36			7.67	1	
天然 林															
総 針															
総 広															
天 然 生 林	61.61	4		353.79	31	1	308.07	29		566.91	49	1	1,359.16	155	2
総 針	3.85	1		2.98	1		6.09	1		8.00	1		31.92	5	
総 広	57.76	3		350.81	30	1	301.98	27		558.91	48	1	1,327.24	150	2
竹 林															
無立 木 地															

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積 ha、材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

区分	15歳級			16歳級			17歳級			18歳級			19歳級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	1,079.83	117	1	1,054.23	120	1	261.90	29	696.17	86	1	639.03	86	1	
総数 針	1,079.83	117	1	1,054.23	120	1	261.90	29	696.17	86	1	639.03	86	1	
総数 広	1,003.72	99	1	1,031.45	115	1	231.55	23	671.21	80	1	571.06	70		
総数 針	68.09	17		40.03	6		75.00	10	11.33	2		36.96	9		
総数 広	50.30	15		8.55	2		24.41	6	7.51	2		30.21	8		
育单層成林	17.79	2		31.48	4		50.59	4	3.82			6.75	1		
総数 針	68.09	17		40.03	6		75.00	10	11.33	2		36.96	9		
総数 広	50.30	15		8.55	2		24.41	6	7.51	2		30.21	8		
人工林	17.79	2		31.48	4		50.59	4	3.82			6.75	1		
育複層成林															
総数 針															
総数 広															
立木地															
総数	1,011.74	100	1	1,014.20	114	1	186.90	20	684.84	83	1	602.07	77	1	
総数 針	25.81	3		14.23	3		5.94	1	17.45	3		37.76	8		
総数 広	985.93	96	1	999.97	111	1	180.96	19	667.39	80	1	564.31	69		
育单層成林	4.78	1		1.75								5.87	1		
総数 針	4.30	1		0.74								5.28	1		
総数 広	0.48			1.01								0.59			
天然林															
育複層成林															
総数 針															
総数 広															
天然生林	1,006.96	99	1	1,012.45	113	1	186.90	20	684.84	83	1	596.20	75		
総数 針	21.51	3		13.49	3		5.94	1	17.45	3		32.48	7		
総数 広	985.45	96	1	998.96	111	1	180.96	19	667.39	80	1	563.72	69		
竹林															
無立木地															

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分	20歳級		21歳級以上			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	1,274.31	171	1	241.74	36	
総数	1,274.31	171	1	241.74	36	
針 広	131.14	28		60.67	11	
総数	1,143.17	143	1	181.07	25	
針 広	8.50	2		34.18	7	
総数	6.75	2		27.23	6	
針 広	1.75			6.95	1	
育成林	8.50	2		34.18	7	
單層 複層	6.75	2		27.23	6	
人工林	1.75			6.95	1	
育成林						
複層 針 広						
立木地						
総数	1,265.81	170	1	207.56	30	
針 広	124.39	27		33.44	6	
総数	1,141.42	143	1	174.12	24	
育成林				2.48		
天然林				0.93		
育成林				1.55		
天然林						
総数	1,265.81	170	1	205.08	29	
針 広	124.39	27		32.51	5	
天然林	1,141.42	143	1	172.57	24	
竹林						
無立木地						

注: 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	人工林				天然林				無立木地等				計
	育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植地	林地以外の地
制限林 成長量	針 面積	1,251.43 710.59	1,251.43 710.59	33.92 31.78		312.33 7,393.69	346.25 7,425.47		1,597.68 8,136.06				
	計 針 面積	1,962.02 340.935	1,962.02 340.935	65.70 6,498		7,706.02 59,486	7,771.72 65,984		9,733.74 406,919		390.03	390.03	10,123.77
	材積 面積	77.939	77.939	3,445		805.266	808.711		886.650				886,650
	計 針 面積	418.874 4,818.5	418.874 4,818.5	9,943 78.7		864.752 397.1	874.695 475.8		1,293.569 5,294.3				1,293,569
	成長量 面積	1,134.8	1,134.8	55.9		7,638.3	7,694.2		8,829.0				5,294.3
	計 針 面積	5,953.3	5,953.3	134.6		8,035.4	8,170.0		14,123.3				8,829.0
普通林 成長量	針 面積	143.04 38.67	143.04 38.67	20.21 5.41	0.34	15.79	36.34		179.38				14,123.3
	計 針 面積	181.71 38.033	181.71 38.033	25.62 4,348	1.22	47.78	74.62	0.42	256.33		22.94	22.94	279.27
	材積 面積	4,661	4,661	817	117	3,024 3,407	7,489 4,341		45,522 9,002				45,522
	計 針 面積	42,694	42,694	5,165	234	6,431	11,830		54,524				54,524
	成長量 面積	457.6 56.5	457.6 56.5	25.0 9.0	1.1 1.5	15.4 34.5	41.5 45.0		499.1 101.5				499.1
	計 針 面積	514.1 1,394.47	514.1 1,394.47	34.0 54.13	2.6 0.34	49.9 328.12	86.5 382.59		600.6 1,777.06				600.6
計 材積 成長量	面積 面積	749.26	749.26	37.19	0.88	7,425.68	7,463.75		8,213.01				
	計 針 面積	2,143.73	2,143.73	91.32	1.22	7,753.80	7,846.34	0.42	9,990.49		412.97	412.97	10,403.04
	材積 面積	378.968	378.968	10,846	117	62,510	73,473		452,441				452,441
	計 針 面積	82,600	82,600	4,262	117	808,673	813,052		895,652				895,652
	材積 面積	461,568	461,568	15,108	234	871,183	886,525		1,348,093				1,348,093
	成長量 面積	5,276.1 1,191.3	5,276.1 1,191.3	103.7 64.9	1.1 1.5	412.5 7,672.8	517.3 7,739.2		5,793.4 8,930.5				5,793.4 8,930.5
計 計		6,467.4	6,467.4	168.6	2.6	8,085.3	8,256.5		14,723.9				14,723.9

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれません。

(3) 市町別森林資源表

市町村	区分	人工林				天然林				立木地				無立木地等				計
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植	林地以外の地	予定地			
長浜市	針	183.44		183.44	20.21	0.34	24.81	45.36		228.80								
	面積	143.62		143.62	5.41	0.88	2.834.23	2.840.52		2.984.14								
	計	327.06		327.06	25.62	1.22	2.839.04	2.885.88	0.42	3.213.36						76.66	76.66	
	針	50.331		50.331	4.348	117	3.119	7.584		57.915							57.915	
	面積	14.331		14.331	8.17	117	301.335	302.269		316.900							316.600	
	計	64.662		64.662	5.165	234	304.454	309.853		374.515							374.515	
成長量	針	572.2		572.2	25.0	1.1	19.5	45.6		617.8							617.8	
	面積	162.5		162.5	9.0	1.5	3.435.0	3.445.5		3.603.0							3.603.0	
	計	734.7		734.7	34.0	2.6	3.454.5	3.491.1		4.225.8							4.225.8	
	針	742.33		742.33	29.28		264.74	294.02		1.036.35								
	面積	450.38		450.38	29.13		2.905.89	2.935.02		3.385.40								
	計	1,192.71		1,192.71	58.41		3.170.63	3.229.04		4.421.75							287.61	
高島市	針	208.648		208.648	5.559		52.845	58.404		267.052							267.052	
	面積	50.320		50.320	3.132		338.736	341.868		392.188							392.188	
	計	258.968		258.968	8.691		391.581	400.272		659.240							659.240	
	針	2.675.3		2.675.3	63.7		357.5	421.2		3.096.5							3.096.5	
	成長量	762.4		762.4	52.2		2.751.6	2.803.8		3.566.2							3.566.2	
	計	3.437.7		3.437.7	115.9		3.109.1	3.225.0		6.662.7							6.662.7	
米原市	針	173.75		173.75			22.24	22.24		195.99								
	面積	74.49		74.49			1.641.54	1.641.54		1.716.03								
	計	248.24		248.24			1.663.78	1.663.78		1.912.02							38.36	
	針	53.627		53.627			2.909	2.909		56.536							56.536	
	成長量	8.033		8.033			163.216	163.216		171.249							171.249	
	計	61.660		61.660			166.125	166.125		227.785							227.785	
甲良町	針	1.106.5		1.106.5			14.9	14.9		1.121.4							1.121.4	
	面積	157.9		157.9			1.428.5	1.428.5		1.586.4							1.586.4	
	計	1.264.4		1.264.4			1.443.4	1.443.4		2.707.8							2.707.8	
	針	8.04		8.04			2.54	2.54		10.58								
	面積	2.25		2.25			5.09	5.09		7.34								
	計	10.29		10.29			7.63	7.63		17.92						0.18	0.18	
成長量	針	1.437		1.437			565	565		2.002							2.002	
	面積	262		262			699	699		961							961	
	計	1,699		1,699			1,264	1,264		2,963							2,963	
成長量	針	21.2		21.2			1.9	1.9		23.1							23.1	
	面積	3.2		3.2			5.1	5.1		8.3							8.3	
成長量	計	24.4		24.4			7.0	7.0		31.4							31.4	

注: 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

2 複層林は下層木のみを対象とします。

単位：面積 ha、材積 m³、成長量 m³/年

市町村	区分	立木地										無立木地等				計
		人工林				天然林				伐採跡地		未立木地		改植		
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植	林地以外の地		
多賀町	針	286.91		286.91	4.64		13.79	18.43		305.34						
	面積	78.52		78.52	2.65		38.93	41.58		120.10						
	計	365.43		365.43	7.29		52.72	60.01		425.44					10.16	10.16
	針	64.925		64.925	939		3.072	4.011		68.936						68.936
	広	9.654		9.654	313		4.687	5.000		14.654						14.654
	計	74.579		74.579	1.252		7.759	9.011		83.590						83.590
	針	900.9		900.9	15.0		18.7	33.7		934.6						934.6
	成長量	105.3		105.3	3.7		52.6	56.3		161.6						161.6
	計	1,006.2		1,006.2	18.7		71.3	90.0		1,096.2						1,096.2
	針	1,394.47		1,394.47	54.13	0.34	328.12	382.59		1,777.06						
森林計画区計	面積	749.26		749.26	37.19	0.88	7,425.68	7,463.75		8,213.01						
	計	2,143.73		2,143.73	91.32	1.22	7,753.80	7,846.34	0.42	9,990.49						
	針	378.968		378.968	10.846	117	62.510	73.473		452.441						452.441
	広	82.600		82.600	4.262	117	803.673	813.052		895.652						895.652
	計	461.568		461.568	15.108	234	871.183	886.525		1,348.093						1,348.093
成長量	針	5.276.1		5.276.1	103.7	1.1	412.5	517.3		5,793.4						5,793.4
	広	1,191.3		1,191.3	64.9	1.5	7,672.8	7,739.2		8,930.5						8,930.5
	計	6,467.4		6,467.4	168.6	2.6	8,085.3	8,256.5		14,723.9						14,723.9

注：1 人工林及び天然林のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

2 複層林は下層木のみを対象とします。

(4) 制限林の種類別面積

区分		長浜市	高島市	米原市	市町村	多賀町	合計
保安林	水源かん養保安林	3,045.13	2,881.36	1,950.37		423.30	8,300.16
	土砂流出防護保安林		1,577.22				1,577.22
	土砂崩れ防護保安林						
	飛砂防備保安林						
	防風保安林						
	水害防護保安林						
	潮害防護保安林						
	干害防備保安林						
	防雪保安林						
	防震保安林						
防火保安林	なだれ防止保安林						
	落石防止保安林						
	防水保安林						
	魚つき保安林						
	航行目標保安林						
	保健保安林						
	風致保安林		4.19				4.19
	計	3,045.13	4,462.77	1,950.37		423.30	9,881.57
	保安施設地区	(2.11)	2.22	(187.47)	0.05		(189.58)
	砂防指定地						2.27
国定公園	特別保護地区						
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
	計						
	特別保護地区		(38.00)				(38.00)
	第一種特別地域						
	第二種特別地域		(4.19)	42.81			(4.19) 42.81
	第三種特別地域	(27.04)	0.06	(2,527.44)	197.06		(2,554.48) 197.12
都道府県立公園	地種区分未定地域	(27.04)	0.06	(2,569.63)	239.87		
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
	計						
	自然環境保全地域						
	自然環境保全地域特別地区						
	都道府県自然環境保全地域特別地区						
	鳥獣保護区特別保護地区						
その他	緑地保全地区						
	風致地区						
	特別母樹林						
	史跡名勝天然記念物						
	種の保存法による管理地区						
	その他						
	合計	(29.15)	3,047.41	(2,757.10)	4,702.69	1,950.37	423.30 (2,786.25) 10,123.77

注：（ ）は、指定が重複する制限林の面積で外書。

(5) 樹種別材積表

単位：材積 m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	ブナ	クリ
総 数	315,208	94,674	31,982	10,577	73,941	5,723
人工林	262,385	92,572	14,917	9,094	597	15
天然林	52,823	2,102	17,065	1,483	73,344	5,708

樹種 林種	カシ類	クヌギ	ナラ類	カエデ類	その他 広葉樹	計
総 数	2,533	8	82,929	1,858	728,660	1,348,093
人工林	15	—	175	1	81,797	461,568
天然林	2,518	8	82,754	1,857	646,863	886,525

(6) 荒廃地等の面積

単位：面積 ha

区分		荒 廃 地	荒廃危険地
総 数		17.38	1.58
市町別内訳	長浜市	4.86	0.04
	高島市	11.54	1.54
	米原市	0.62	—
	多賀町	0.36	—

(7) 森林の被害

単位：面積 ha

種類		カシノナガキクイムシ		
年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数		0.18	0.18	0.07
市町別内訳	高島市	0.18	0.18	0.07

(8) 防火線等の整備状況

該当ありません。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位：戸数 戸

区分	総 数	1~3ha 未満	3~5ha 未満	5~10ha 未満	10~20ha 未満	20~30ha 未満	30~50ha 未満	50ha以上
総 数	3,988	2,472	640	465	280	70	31	30
市町別内訳	彦根市	261	124	53	46	30	6	1
	長浜市	1,403	963	228	134	50	13	11
	高島市	995	531	174	124	103	33	15
	米原市	892	643	104	80	48	8	2
	愛荘町	16	14	2	—	—	—	—
	豊郷町	3	3	—	—	—	—	—
	甲良町	13	8	3	—	2	—	—
	多賀町	405	186	76	81	47	10	2

注：2020年農林業センサスによります。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：件数 件、面積 ha

区分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	79	6,874	8	1,204	71	5,670	
市町別内訳	彦根市	1	32	—	—	1	32
	長浜市	33	2,512	1	18	32	2,494
	高島市	28	2,230	4	209	24	2,021
	米原市	11	808	1	88	10	720
	愛荘町	1	45	1	45	—	—
	豊郷町	—	—	—	—	—	—
	甲良町	—	—	—	—	—	—
	多賀町	5	1,247	1	844	4	403

注：1 総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがあります。

2 令和6年3月末現在の認定状況です。

3 公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としています。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総 数	該当無し				

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市町別		組合名	組員数	専従職員数	出資金 総額	組合員及び 森林組合所有 森林面積	備考
森 林 組 合	長浜市 (旧湖北町、 旧高月町、 旧木之本町、 旧余呉町、 旧西浅井町)	長浜市伊香	3,233	8	54,588	23,582	
	長浜市 (旧長浜市、 旧虎姫町、 旧湖北町) 米原市	滋賀北部	5,806	17	56,074	14,638	
	高島市	高島市	2,329	16	50,794	23,390	
	彦根市 愛荘町 甲良町 多賀町	びわこ東部	2,206	5	56,001	12,164	
総 数			13,574	46	217,457	73,774	

注：1 令和4年度森林組合一斉調査によります。

2 滋賀北部森林組合は、米原市と長浜市の一部を区域としており、総数を記載しています。

3 びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載しています。

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市町別		組合名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営面積 森林面積	備考
生産森林組合	長浜市	野瀬	—	—	—	—	
		郷野	—	—	—	—	
		西村	—	—	—	—	
		雨森観音山	107	—	4,280	15	
		馬上赤坂山	114	—	3,810	15	
		下出組	—	—	—	—	
		堀出組	—	—	—	—	
		金居原	—	—	—	—	
		清水組	—	—	—	—	
		堀近組	—	—	—	—	
		上の荘	202	—	44,472	382	
		奥川並	15	—	30,100	1,557	
		草野	64	—	910	13	
		中之郷	97	—	43,665	154	
		小原	—	—	—	—	
		柳ヶ瀬	—	—	—	—	
		菅並	—	—	—	—	
		下余吳	124	—	9,300	36	
		上丹生	96	—	8,742	134	
高島市	高島市	鵜川	48	—	18,050	379	
		伊黒	66	—	3,960	99	
		角川	58	—	55,680	136	
		在原	15	—	16,250	206	
米原市	米原市	梅ヶ原	85	—	2,100	10	
		井尻組	31	—	3,875	172	
愛荘町	愛荘町	秦川山	748	—	59,840	494	
		斧磨	43	—	2,795	21	
多賀町	多賀町	南後谷	—	—	—	—	
		脇ヶ畑	64	—	1,464	127	
総 数			1,977	—	309,293	3,950	

注：令和4年度森林組合一斉調査によります。

(5) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分		造林業	木材市場	木材業	製材業	その他
市町別内訳	彦根市	—	—	17	9	
	長浜市	1	1(1)	12	26	
	高島市	2	—	12	11	
	米原市	3	—	2	6	
	愛荘町	—	—	1	3	
	豊郷町	—	—	—	1	
	甲良町	—	—	1	2	
	多賀町	2	—	1	5	
総数		8	1(1)	46	63	

注：1 造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上しています。

2 木材市場の（ ）は素材市売市場内数です。

3 木材市場、木材業、製材業は、令和5年度滋賀県森林・林業統計要覧によります。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

従事日数		男		女		計
		経営体数	林業に60日以上従事	経営体数	林業に60日以上従事	
総数		128	27	373	54	
市町別内訳	彦根市	9	1	52	2	
	長浜市	25	8	60	8	
	高島市	44	13	161	24	
	米原市	16	1	54	16	
	愛荘町	1	X	X	X	
	豊郷町	1	X	X	X	
	甲良町	1	X	X	X	
	多賀町	31	4	46	4	

注：1 2020年農林業センサスによります。

2 「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものです。

3 総数には秘匿した数値を加えていません。

(7) 林業機械化の概況

単位：機械台数

索道・集材機	クレーン	フォークリフト	モノレール	小型運材車	動力枝打機
14	5	19	—	33	6
グラップル	樹木粉碎機	ハーベスター	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤード
55	3	3	8	6	2

注：1 令和5年度滋賀県森林・林業統計要覧によります。

2 中部森林整備事務所管内の数値は湖南・湖北のどちらにも計上しています。

(8) 作業路網等の整備の概況

ア 国有林の現況

単位：延長 m

区分	林道延長	林業専用道延長	作業道延長	計
総 数	49,023	1,110	1,253	51,386
市町別内訳	長浜市	9,207	—	9,207
	高島市	26,270	—	26,849
	多賀町	13,546	1,110	15,330

注：作業道に森林作業道は含まれていません。（令和6年3月31日現在）

イ 民有林の現況

区分	延長(m)	路網密度(m/ha)	区分	延長(m)	路網密度(m/ha)	
市町別内訳	彦根市	17,737	7.00	愛荘町	21,856	23.65
	長浜市	344,488	10.13	豊郷町	—	—
	高島市	413,094	12.82	甲良町	—	—
	米原市	187,564	13.55	多賀町	119,076	10.64
			総 数	1,103,815	13.01	

注：1 令和5年度滋賀県森林・林業統計要覧によります。

2 総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがあります。

ウ 国有林と関係のある民有林林道の開設計画 該当ありません。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 千m³、実行歩合 %

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総量	主伐	間伐	総量	主伐	間伐	総量
総数	9	40	(3) 49	—	39	(5) 39	—	98	(167) 80
針葉樹	7	40	47	—	39	39	—	98	83
広葉樹	2	—	2	—	—	—	—	—	—

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、令和2～令和5年度実績と令和6年度見込量の合計です。

3 四捨五入により総数と内訳の計が一致しないことがあります。

4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

(2) 間伐面積

単位：面積 ha、実行歩合 %

計画	実行	実行歩合
406	283	70

注：(1)の注1、2と同じです。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位：面積 ha、実行歩合 %

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2	2	100	2	2	100	—	—	—

注：(1)の注1～3と同じです。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位：延長 km、箇所数 箇所、実行歩合 %

区分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	—	—	—	6	6	100
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

注：1 (1)の注1、2に同じです。

2 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位：面積 ha、実行歩合 %

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養保安林	53	55	104	—	1	皆増
土砂流出防備保安林	187	—	—	—	—	—

注：(1)の注1、2に同じです。

イ 保安施設地区の指定

該当ありません。

ウ 治山事業の数量

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

種 類	計 画	実 行	実行歩合
保 全 施 設	24	2	8
保安林の整備	145	94	65

注：(1)の注1、2に同じです。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位：面積 ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	58.49	58.49

(2) 森林以外より森林への異動

該当ありません。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位：面積 ha、材積 千m³、延長 km

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	總 數	總 数	(3)							
			45	46	38	33	19	16	17	21
		針葉樹	45	44	38	33	19	16	17	21
	主 伐	広葉樹	—	2	—	—	—	—	—	—
		總 数	5	5	33	29	15	14	14	17
		針葉樹	5	4	33	29	15	14	14	17
	間 伐	広葉樹	—	2	—	—	—	—	—	—
		總 数	40	40	5	4	4	2	3	4
		針葉樹	40	40	5	4	4	2	3	4
		広葉樹	—	—	—	—	—	—	—	—
造林 面積	總 数	19	36	43	66	73	73	73	73	73
	人工造林	19	12	43	66	73	73	73	73	73
	天然更新	—	24	—	—	—	—	—	—	—
林道開設延長			—	—						

注：1 ()は外書で、地域管理經營計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

2 四捨五入により総数と内訳の計が一致しないことがあります。

(2) 分期別期首資源表

区分		面					
		総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級
第I分 期	総数	9,991	2		24	57	555
	人工林	2,144	2		7	22	381
	育成单層林	2,144	2		7	22	381
	育成複層林						
	天然林	7,847			17	35	174
	育成单層林	92				1	17
第II分 期	育成複層林	1					
	天然生林	7,754			17	34	157
	総数	9,988	19		17	16	334
	人工林	2,141	19			11	201
	育成单層林	2,129	8			11	201
	育成複層林	12	11				
第III分 期	天然林	7,847			17	5	133
	育成单層林	92				1	8
	育成複層林	1					
	天然生林	7,754			17	4	125
	総数	10,013	31	2		24	57
	人工林	2,142	31	2		7	22
第IV分 期	育成单層林	2,122	11	2		7	22
	育成複層林	20	20				
	天然林	7,871				17	35
	育成单層林	92					1
	育成複層林	25					
	天然生林	7,754				17	34
第V分 期	総数	9,860	57	19		17	16
	人工林	1,989	57	19			11
	育成单層林	1,937	16	8			11
	育成複層林	52	41	11			
	天然林	7,871				17	5
	育成单層林	92					1
第VI分 期	育成複層林	25					
	天然生林	7,754				17	4
	総数	9,786	109	31	2		24
	人工林	1,915	109	31	2		7
	育成单層林	1,833	47	11	2		7
	育成複層林	82	62	20			
第VII分 期	天然林	7,871					17
	育成单層林	92					
	育成複層林	25					
	天然生林	7,754					17
	総数	9,786	139	57	19		17
	人工林	1,915	139	57	19		
第VIII分 期	育成单層林	1,803	79	16	8		
	育成複層林	112	60	41	11		
	天然林	7,871					17
	育成单層林	92					
	育成複層林	25					
	天然生林	7,754					17
第IX分 期	総数	9,786	146	109	31	2	
	人工林	1,915	146	109	31	2	
	育成单層林	1,773	86	47	11	2	
	育成複層林	142	60	62	20		
	天然林	7,871					
	育成单層林	92					
第X分 期	育成複層林	25					
	天然生林	7,754					
	総数	9,786	146	139	57	19	
	人工林	1,915	146	139	57	19	
	育成单層林	1,743	86	79	16	8	
	育成複層林	172	60	60	41	11	
第XI分 期	天然林	7,871					
	育成单層林	92					
	育成複層林	25					
	天然生林	7,754					
	総数	9,786	146	146	109	31	2
	人工林	1,915	146	146	109	31	2
第XII分 期	育成单層林	1,713	86	86	47	11	2
	育成複層林	202	60	60	62	20	
	天然林	7,871					
	育成单層林	92					
	育成複層林	25					
	天然生林	7,754					

注：四捨五入により総数と内訳は合わないことがあります。

单位：面積 ha、材積 千m³

積						材 積
11・12齡級	13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上	
1,313	2,793	2,134	958	1,913	242	1,348
626	833	108	86	45	34	462
626	833	108	86	45	34	462
687	1,960	2,026	872	1,868	208	886
25	33	7		6	3	15
	1					
662	1,926	2,019	872	1,862	205	871
1,034	1,585	2,831	1,316	1,328	1,508	1,400
590	695	435	115	41	34	469
590	694	435	115	41	34	468
	1	*		*	*	1
444	890	2,396	1,201	1,287	1,474	931
28	14	30	2	6	3	20
	1					
416	875	2,366	1,199	1,281	1,471	911
555	1,313	2,787	2,139	959	2,146	1,448
381	626	827	108	82	56	482
381	626	827	108	82	56	480
		*			*	2
174	687	1,960	2,031	877	2,090	966
17	25	33	7		9	17
		1	5	5	14	9
157	662	1,926	2,019	872	2,067	940
334	1,034	1,576	2,756	1,228	2,823	1,464
201	590	686	360	18	47	467
201	590	686	360	18	47	461
		*	*		*	6
133	444	890	2,396	1,210	2,776	997
8	28	14	30	2	9	18
		1		9	15	9
125	416	875	2,366	1,199	2,752	970
53	552	1,313	2,615	2,077	3,010	1,472
18	378	626	655	46	43	453
18	378	626	655	46	43	443
		*	*	*	*	10
35	174	687	1,960	2,031	2,967	1,019
1	17	25	33	7	9	14
			1	5	19	7
34	157	662	1,926	2,019	2,939	998
16	325	1,034	1,484	2,654	4,042	1,496
11	192	590	594	258	56	452
11	192	590	594	258	56	436
		*	*	*	*	16
5	133	444	890	2,396	3,986	1,044
1	8	28	14	30	11	14
			1		24	8
4	125	416	875	2,366	3,951	1,022
24	51	552	1,283	2,505	5,084	1,522
7	16	378	596	545	86	452
7	16	378	596	545	86	430
		*	*	*	*	22
17	35	174	687	1,960	4,998	1,070
	1	17	25	33	16	15
				1	24	8
17	34	157	662	1,926	4,958	1,047
17	16	325	1,010	1,380	6,678	1,548
11	192	566	490	296	296	453
11	192	566	490	296	296	423
		*	*	*	*	30
17	5	133	444	890	6,382	1,095
	1	8	28	14	41	15
				1	24	8
17	4	125	416	875	6,317	1,072
	24	51	547	1,203	7,528	1,574
7	16	373	516	570	570	453
7	16	373	516	570	570	415
		*	*	*	*	38
17	35	174	687	6,958	6,958	1,121
	1	17	25	49	49	15
					25	8
	17	34	157	662	6,884	1,098

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

単位 : 千m³

主伐（皆伐）の上限量の目安（年間）
7.08